

入居のご案内



養護老人ホーム 美山苑

R3.9.1 改訂

美山苑は自然の多く残る八王子の、木々に囲まれた美しい環境の中にあります。四季の変化を楽しみ、鳥のさえずりを耳にしながら、ゆっくりと過ごしていただける環境です。110名定員の居室はすべて個室南向きとなっており、可能なかぎり自立生活を送ることを原則として入居者個々の自由な生活を尊重しています。また、心豊かで安らかな老後の生活を送っていただけるよう、四季折々の様々な行事を実施し、楽しんでいただいております。

【 施設住所・連絡先 】

〒192-0152 東京都八王子市美山町1463番地 美山苑
TEL 042-651-3616 FAX 042-651-0461
ホームページ <http://www.azeriya.or.jp>

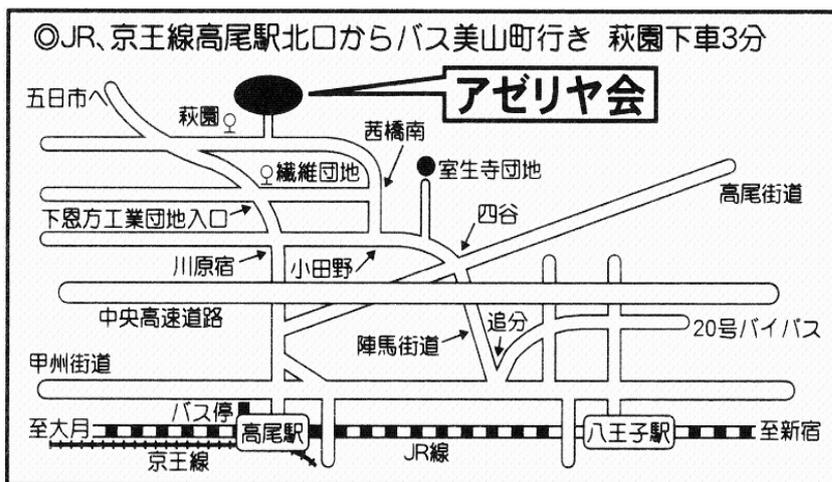


アクセス

最寄駅 JR 高尾駅
京王線高尾駅

バス

JR高尾駅北口 ①番のりば
美山町行き
萩園バス停下車徒歩3分



《養護老人ホームとは》

老人福祉法に基づいて、環境上の理由および経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を、区市町村長が措置により入居させて養護する施設です。

[老人福祉法第11条第1項]

【入居の方法】

入居基準を満たしているかどうかを、各区市町村の福祉事務所において判定が行われ、当苑に申し込みが行われます。なお、入居を希望される方は、事前連絡の上、施設見学にお越し下さい。

【入居の際にご用意していただくもの】

- ・認印
- ・転出証明書(お住まいになっている役所で発行してもらいます)
- ・マイナンバーカード(通知カード)
- ・健康診断書・診療情報提供書(主治医の意見書)
- ・看護師の紹介状(現在入院されている方のみ)
- ・内服薬…2週間分程度

※ 以下は所持されている方のみご持参ください。

- ・健康保険被保険者証・老人医療受給者証・後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険被保険者証・身体障害者手帳・愛の手帳・生活保護受給者証
- ・献体を大学医学部などに登録されている方は、その登録証

【預かり金管理依頼が必要な方(入居時に相談の上、決定いたします)】

- ・通帳・通帳印

ご自身で管理ができない方は施設でお預かりすることができますが、通帳に関しましては、郵便局か八王子農協恩美支店(JA 八王子)のみが預かり対象となります。

- ・各種年金証書(入居時に年金の振込先・住所変更を行ってください)。

※ 健康保険被保険者証・高齢者医療受給者証・預金通帳・年金証書に関しましては、当苑への住所変更をお願いしております。(事務手続きは福祉事務所へご相談ください)

【入居に必要な生活用品】

- ・衣類、タオル類
- ・履きもの: 室外用、室内用(スリッパはご遠慮ください)
- ・布団・シーツなどの寝具類(なければ苑で用意いたします)
- ・急須・湯のみ・保温ポット(電気ポットは不可)など
- ・洗濯用品: ハンガー・洗濯ハンガー・洗濯洗剤・雑巾など
- ・洗面用具: 石鹸・石鹸箱・シャンプー・洗面器など
- ・テレビ(最大液晶32インチ程度)・ラジオなど
- ・時計(掛け時計・目覚まし時計など)

※ 収納量は最大ダンボール7箱程度です。施設見学の際に、押入れ(クローゼット)や整理ダンスをご確認いただき、お荷物を調整してください(荷物が多い場合は、処分する必要があります)。



【生活用品での注意事項】

- ・荷物には、お名前(フルネーム)のご記入をお願いいたします。
- ・電気ポットやストーブ、アイロンなど火気や発熱を伴うものや冷蔵庫は持ち込めません。
- ・大きな家具類はお断りしています。

※ 荷物の当日持ち込みが困難な場合は、事前に連絡の上、前日到着で宅配しても結構です。

【施設利用料】

- ・入居者および扶養義務者の収入状況に応じて、費用徴収基準額表に基づき福祉事務所に納付することになります(入居者負担金は、収入に応じて0円～約15万円まで様々です)。
- 扶養義務者につきましても収入に応じた費用負担(0円～20万円)がかかります。
- ・介護保険制度を利用される方は、利用料 1～3割(減免措置あり)の支払いが必要です。

【美山苑での生活について】

原則として自立支援を基本としている施設ですので、ご自分でできることはご自身で行っていただきます。ただし、日常生活に支障がある場合には、ご相談の上職員が支援いたします。

～ 1日の流れ ～

- 6:00 音楽で時間をお知らせします
掃除・洗濯などは6:00以降にお願いします。
- 7:30～8:20 朝食 (放送でご案内いたします)
- 9:00 ラジオ体操・健康体操・予定の説明(日・祝日を除く)・・・約10分
(通常は外で行いますが、天候が悪いときは集会室で行います)
体操後にその日の行事の予定などを職員がご案内いたします。
- 午 前 : 生活懇談会、棟内懇談会、健康講座、避難訓練など 各月1回
見守り入浴、嘱託医往診など
- 12:00～13:00 昼食 (放送でご案内いたします)
- 午 後 : 自由浴・クラブ・趣味・行事・外出など。
- 14:30～17:30 自由浴 (大浴室開錠)
- 18:00～18:45 夕食 (放送でご案内いたします)
- ※ 夕食以降 TV やラジオを楽しむ方はイヤホンなどをご利用ください
- 22:00 廊下の電気を消します。個室なので就寝時間は定めておりません。



【居室】

- ・全室個室でナースコールを設置しています。定員 110 名の内 78 名が新館、32 名が福寿荘で生活しています。新入居者の方には基本的に福寿荘をご案内しています。
- また、ご入居者の状況などにより、やむを得ず居室を変更していただく場合もございます。
- ※居室内は衛生的な使用をお願いします。荷物の散乱、臭い汚れがひどい場合は職員が掃除に入らせていただきます。(基本的に居室床には家具を除き物を置かないでください)
- ※電子レンジや冷蔵庫は談話コーナーなどにあるものを共同利用となります。

【食事】

- ・栄養士がバランスを考慮し季節感のある献立を作成し、手作りをモットーに食事を提供しています。
- また、四季折々の行事食においては、嗜好や伝統的なメニューを取り入れています。
- なお、治療食の指示がある方は、(医師が書いた)食事箋に基づいた治療食を提供しています。

【入浴】

- ・ご自分で入る方は日曜日を除く毎日入浴できます。入浴時間は14:30～17:30です(自由浴)。
- ・介助が必要な方は、週に2～3回入浴(見守り入浴、ヘルパー入浴)できるよう考慮しております。

【掃除】

・自室をご自身で掃除していただくほか、トイレやお風呂など共用の部分を、荘ごとに順番で行っていただいています。身体状況によってはできない方もおられますが、可能な範囲でお願いしています。

【洗濯】

・各荘の洗濯機をご自由にお使いください(騒音の面から早朝や夜間の使用はご遠慮下さい)。

【余暇活動】

・各種クラブや行事を通し、充実した日々を送っていただきます。興味がある方は見学してください。

クラブ:書道・カラオケ・グラウンドゴルフ・詩吟・園芸・手芸・レクリエーション

行事:お花見・納涼祭・敬老の祝い・クリスマス・正月祝賀会等

【喫煙・飲酒】

・喫煙:指定の場所をお願いします(居室内は火災の危険性があり禁止しています)。

・飲酒:可能な時間は15:00～就寝まで(共同生活の場を理解し上手に飲んでください)。

※ 喫煙と飲酒について医師から禁じられている場合は、制限させていただきます。

【外出・外泊】

・特別な理由がないかぎり制限はありません。

※ 外出・外泊の際には外出・外泊届に記入していただきます。



【電話】

・食堂前ホールの公衆電話をお使いいただけます。なお、外部からの電話は当苑でお受けし、お部屋の内線電話におつなぎいたします(お部屋の内線電話からは、外部に電話はできません)。職員に用事がある場合は、各部屋に設置している内線電話を使用することができます。

(内線番号)

施設長室	1176	北棟1階	桜荘	1165
相談室	1178、1179	北棟2階	陽光荘	1265
医務室	1166	北棟3階	月見荘	1365
福寿荘1階	1185	南棟1階	清流荘	1175
福寿荘2階	1285	南棟2階	景山荘	1275

【職員の業務】

・食事の提供・健康管理・相談・生活上の援助・介護保険サービスの調整、クラブ活動・行事などの他皆様のできない部分へのお手伝い、支援を行ないます。

【健康管理】

・健康診断を年2回実施し、週1回嘱託医が来苑し、入居者の診察を行っています。また月に1回“健康講座”を実施し、看護師と栄養士等による講習会を実施しています。

・日常では看護師が健康管理やアドバイスをしています。

【巡回】

- ・職員が入居者の状況を確認するために、各居室を回りお声掛けいたします。
- ・巡回時間(目安) 6:00、10:00、14:00、22:00

【懇談会】

- ・月1回、生活懇談会、荘別懇談会を設けており、職員と入居者が参加する会合です。
- ・共同生活上での情報発信、情報・意見交換を行う場で、基本的に全員参加としております。

【介護保険サービス】

- ・要介護認定を受けている方は、介護保険事業所と契約し在宅サービスが利用できます。
- ・介護保険サービスの利用時は所得に応じて費用の1割～3割の負担があります。

【金銭管理】

- ・基本的には自己管理をお願いしています。ただし、自己管理ができない方はご本人等の依頼により当苑でお預かりさせていただきます。多額の場合はご家族に預かっていただくこともあります。
- ・お預かりした通帳などの閲覧はいつでも受け付けています。
- ・金銭自己管理での紛失などの責任は施設では負いません。

【預金のお願い】

- ・入院時などの緊急時や必要物品購入のために預金をお願いしています。(目標額は個別相談)

【日用品費支給】

- ・隔月10日に在苑者に対し、生活日用品費として1,500円を支給しています。
 - ・毎月1回、無年金者にかぎり、12,000円を支給しています。
 - ・3か月に1回の頻度で、日用品現物支給を1回につき1,000円分支給しています(現物支給)。
- ※ 支給額は施設の状況により変更することがございます。

【被服支給】

- ・年2回(春・秋)外部業者が来苑し、品物を見て購入できます。その際に当苑から年額10,000円まで支給されます。(現物支給)
- ※ 支給額は施設の状況により変更することがございます。

【避難訓練】

- ・万一の災害に備えて、毎月避難訓練を実施しております。基本的に全員参加としております。

【面会】

- ・面会時間の制限はありませんが、他入居者への配慮から早朝や夜間の面会をご遠慮ください。
 - ・面会時は正面玄関にある面会簿にお名前を記入し、職員に声をおかけ下さい。
- ※ 通院などでご本人が外出することもありますので、事前の確認をお勧めいたします。

【ご家族の協力】

- ・病院への入退院や他施設への入居、介護保険制度利用などの際にはご家族の協力が不可欠です。必要なときには随時、ご家族に連絡を差し上げていますのでご対応お願いいたします。

【通院】

- ・契約病院・協力医療機関への通院は苑車で送迎を行っています。それ以外の医療機関への通院はご自身で通院していただきます。付き添いが必要な場合は、ご家族へご相談させていただきます。

※ 契約病院………城山病院・平川病院

※ 協力医療機関…高山外科眼科医院・八王子山王病院・岡山歯科(往診)

【入院】

- ・入院が必要な際は、契約病院や協力医療機関への相談となりますが、緊急時は入院先を選ぶことができないことをご理解ください。また、入院の際にはご家族の協力が必要になりますので、援助をお願いいたします。なお、ご家族がいない方は、福祉事務所と協力し当苑で対応いたします。

【退居】

- ・入院後3ヶ月が経過した場合は、原則として当苑の在籍が解除されることがあります(措置解除)。そのような場合には、ご家族や福祉事務所と相談させていただいた上、退居となります。
- ・介護が必要になった場合は介護保険サービスを受けることとなりますが、重度の要介護(3以上)になった場合は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)やその他の介護保険施設などに移ることについて、ご本人とご家族、福祉事務所とご相談させていただいた上、退居となります。

【集団生活のマナー】

- ・集団生活を送るための最低限のマナーはお守りください。もし、他の入居者に対して著しい迷惑をかけている場合や、喧嘩、泥酔、暴力、脅迫、窃盗、金銭の貸借、その他のトラブル(公共の福祉に反すること)に対し、職員の注意があるにも関わらず、それを無視し反省や改善が見られない場合には、話し合いの上退居していただくこともありますので、ご理解のほどお願いいたします。

【苦情について(苦情解決委員会)】

- ・日々の生活で解決困難な問題について、苦情解決委員会に申し立てることができます。委員はそれらの問題解決を図り、より良い生活環境を目指します。
- ・申し立てに関しては職員に直接お話いただくほか、目安箱も設置しております。

【その他】

- ・自治会『つつじ会』について

入居者の自治会であり、同時に八王子市シニアクラブ連合会の傘下にある組織です。地域住民の一員として地域活動・外部との交流に積極的に参加しています。入居時に『つつじ会』にご加入いただきます。隔月300円の会費と市の補助金がつつじ会の活動に使われています。

